

生活衛生関係営業(建築物関係)永年勤続優良従業員表彰要領

(目的)

第1 この要領は、本県における生活衛生の維持、向上に資するため、建築物における衛生的環境の確保に関する事業に従事する者の定着率を高めるとともに、従業員の資質向上を図ることを目的として、同一事業所及び団体の永年勤続優良従業員の知事表彰を行うにあたり、表彰者の選考に要する事項について定める。

(選考基準)

第2 永年勤続優良従業員及び団体の優良事務職員の選考基準は、別紙のとおりとする。

(表彰の実施)

第3 この表彰は、公益社団法人愛知県ペストコントロール協会会長もしくは一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会会長（以下「会長」という。）の依頼に基づいて実施する。

(表彰の依頼)

第4 会長は、この要領により知事に表彰を依頼するときは、別に定める期日までに依頼書（第1号様式）に次の書類を添付して提出しなければならない。

- 1 永年勤続優良従業員表彰候補者名簿(第2号様式)
- 2 永年勤続優良従業員表彰候補者推薦書(第3号様式)
- 3 表彰候補者の身元保証書
- 4 表彰候補者選考基準
- 5 その他表彰の裏付けとなる資料

(表彰の決定)

第5 知事は、会長から推薦のあった候補者のうちから、慎重に審査を行い表彰者を決定するものとする。

(雑則)

第6 この要領に定める事項のほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成6年2月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月9日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年6月5日から施行し、平成24年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月28日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月28日から施行する。

別 紙

表彰候補者選考基準
<p>1 当該事業所及び団体の開設者でないこと。</p> <p>2 同一開設者の事業所及び団体において、引き続き15年以上業務に従事していること。</p> <p>3 公益社団法人愛知県ペストコントロール協会会長もしくは一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会会長の推薦を受けていること。</p> <p>4 品行方正、勤務成績良好で他の従業員の模範となる者であり、当該事業所及び団体の従業員として表彰することが適当と認められること。</p> <p>5 刑罰及び好ましくない事実のないこと。</p> <p>(注) 表彰の対象となる者は、上記1から5までのすべての事項に適合する者である。</p>

【一般社団法人 愛知ビルメンテナンス協会 規程第 3 号】

永年勤続優良従業員愛知県知事被表彰候補者の推薦規程

(趣 旨)

第 1 この規定は、建築物清掃業等における従業員の定着化を高めるとともに、従業員の資質の向上を図り環境衛生の向上に資するため、永年勤続優良従業員の知事被表彰候補者の推薦を行うにあたっての選考に要する事項について定める。

(選考基準)

第 2 生活衛生関係営業（建築物関係）永年勤続優良従業員表彰要領（令和 5 年 4 月 28 日施行）における協会の基準は、次によるものとする。

- 1 永年勤続優良従業員としての被表彰候補者は、次のすべての条件を満たす者とする。
 - (1) 愛知県内の現場従業員であること。
 - (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項各号に定める登録事業（清掃、空気環境測定、空気調和用ダクト清掃、飲料水水質検査、飲料水貯水槽清掃、排水管清掃、ねずみ昆虫等防除及び環境衛生総合管理）に従事している者であること。
 - (3) 同一事業所（会社）に 15 年以上引き続き勤務した優良な従業員であること。
- 2 優良事務職員としての被表彰候補者は、一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会（以下「協会」という。）の事務局職員で事務局に 15 年以上に渡り勤務し、職務に精励した者とする。
- 3 被表彰候補者は、人格、識見、品行、志操及び賞罰等を十分に勘案して、理事会において決定するものとする。
- 4 協会を脱退した会員及び事務局を退職した職員は、対象から除く。

(雑 則)

第 3 この規程に定める事項のほか必要な事柄は別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会の設立の登記の日（平成 24 年 6 月 1 日）から施行する。

(一部改訂)

第 2（選考基準）第 1 項(3)の「既に会長表彰を受けた者で」及び第 2 項の「既に会長表彰を受け」を削除する。（平成 28 年 4 月 1 日 施行）

【一般社団法人 愛知ビルメンテナンス協会 規程第 2 号】

《一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会会長表彰》

表 彰 規 程

(目的)

第 1 条 一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会（以下「協会」という。）が行う表彰は、この規程の定めるところによる。

(被表彰者)

第 2 条 被表彰者は、次の各項に該当する者とする。

1 協会役員功労者

協会の役員（理事・監事）として在職 6 年以上にわたり協会に功労のあった者。

2 協会専従優良職員

協会の事務局職員で、事務局に 7 年以上にわたり勤務し、職務に精励した者。

3 会員所属優良従業員

会員所属の従業員であって、同一事業所に 10 年以上勤務し、職務に精励した者で会員代表者から被表彰者として推薦された者。

4 賛助会員協会事業功労者

賛助会員の登録者又は担当者で、同一事業所に 5 年以上勤務し、協会諸事業に尽力した者で、賛助会代表者からこの被表彰者として推薦された者。

5 協会事業協力者

協会が実施する講習会及び研修会等で、5 年以上にわたり講師等に委嘱した者。

(表彰)

第 3 条 表彰は、次により行う。

1 表彰は、会長表彰として行う。

2 表彰は、毎年度適切な時期に行う。

3 表彰するときは、表彰状又は感謝状を贈呈し、副賞として記念品を贈ることができる。

(選考)

第 4 条 被表彰者の選考は、次の各項を十分配慮して、理事会において決定する。

1 選考には、被表彰者の人格、識見、品行、志操、賞罰等を十分に勘案する。

2 被表彰者には、所定の調書の提出を求めることができる。

3 協会を脱退した会員は、対象から除く。

4 既に表彰状又は感謝状を受けている者は除外する。

(雑則)

第 5 条 この規程に定めのない事項については、理事会の議を経て決定することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会の設立の登記の日（平成 24 年 6 月 1 日）から施行する。

附 則

この規定は、2020 年 1 月 1 日から施行する。